

英国の保障措置: IAEAとの保障措置協定及び 二国間原子力協力協定等

英国の保障措置

- 英国はNPT上の核兵器国であり、包括的保障措置の締結義務はないが、ボランタリーオファー協定 (VOA)をIAEA及びEURATOMとの三者間で締結している (INFCIRC/263)。この協定に基づき現在IAEAは英国内の濃縮・再処理の3施設を査察対象として指定している。
- 一方、英国の全ての民生用原子力施設の核物質はEURATOM保障措置の対象で、計量報告と設計基礎情報はEURATOMを通じてIAEAに提出されている。
- 英国政府は2017年7月に発出した「核物質と保障措置の課題に関する方針」において、EURATOM離脱後も「二国間原子力協力協定(後述)で規定されている保障措置義務は引続き継続する」旨を表明。
- 英国政府とIAEAは、新たな二者間VOA及び追加議定書に2018年6月7日に署名。両者は2020年12月31日発効(INFCIRC/951及び同Add.1)。

二国間原子力協力協定等

- 英国が他国と締結している二国間原子力協力協定の中には、INFCIRC/263に基づき、EURATOM及びIAEAが英国内の平和利用の核物質に対する保障措置を実施する旨を規定しているものがあるため、英国のEURATOM離脱に際し、協定の中でIAEAが、英国とIAEAの新たなVOAに基づき、引き続き保障措置を実施する旨を規定する必要があった。

⇒ **米・豪・加と英国との新協定**では、英国内の平和利用の核物質に対して、英国とIAEAのVOAに基づく保障措置が実施されることが盛り込まれた。上記3か国と英国の協定は、2018年12月19日に批准を完了

- **英国とEUの協定**は、2020年12月30日署名、2021年1月1日から暫定的に適用され、同年5月1日に発効